保健室だより～コロナ対応編～

保健所の対応が変わりました！

040215
学生課

陽性

コロナに感染しても**保健所から連絡は来ません**。（39歳以下）

■新型コロナ陽性と診断されたら

・基本的に**自宅療養**となります。
（重症化リスクがあれば保健所から連絡）
・**必要な情報**が**携帯電話のショートメッセージサービス**で届きます。
大阪府65歳未満専用ページを確認の上、ページの指示に従ってください。

体調悪化や受診したい場合は**自宅待機ＳＯＳ**に連絡
0570-055221（全日24時間受付）

自宅療養中は **〝自宅療養されるみなさまへ〟**(大阪府)を守って下さい。

就業制限解除通知書は不要となります。

■療養明けの判断について

・**発症後10日**を経過すれば**療養解除**となります。
ただし、症状が軽快してから72時間経過していることが条件です。
（保健所から連絡はありません）

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
例　2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
【有症状】発症日				症状軽快							療養解除
【無症状】検体採取日								療養解除			

濃厚接触者

濃厚接触者として**保健所から連絡は来ません。**

■濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある人）の定義

陽性となった人が発症(無症状の場合検体採取)する2日前から
①陽性患者と同居、あるいは長時間（1時間以上）の接触（車内・航空機など）があった人
②手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上話しをした人

自宅待機と健康観察

・ 患者との最終接触日(0日)もしくは家庭内での感染対策を開始した日のいずれか遅い方から**7日間**は**自宅待機**してください。
←**家庭内での感染対策**とは、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などを指します。

無症状の場合は検査せず、有症状時のみかかりつけ医や診療・検査医療機関を受診してください。
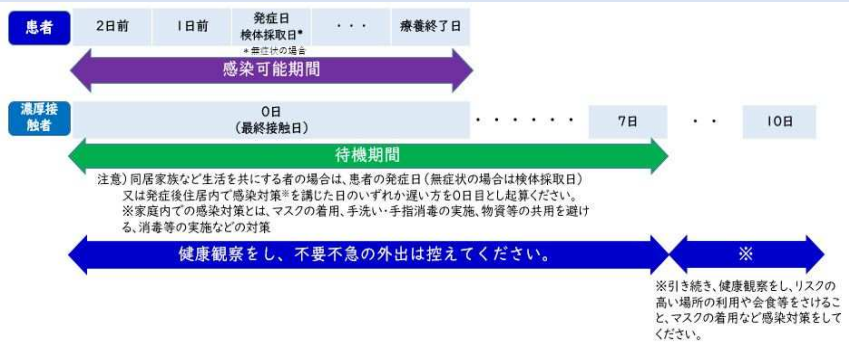
・ 患者と最終接触日から**10日間**は**健康観察**してください。
←1日2回(朝・夕)体温測定し、発熱、咳、息苦しさ、強い倦怠感などの症状に注意し、これらの症状がみられたら、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診してください。